

特集 法科大学院

教員の声・学生の声

2004年4月、法科大学院はスタートした。初年度の入学定員は全国で約5800人である。他方、今年の司法試験の合格者は1483人、2010年までには3000人に増えるという。しかし、今年の第1期生が最初に卒業する2006年の合格者予定約1600人のうち、第1期生が受験する新司法試験の合格者枠は、半分の800人の予定との一部報道もあり、どうやら、法科大学院を卒業すれば7、8割が司法試験に合格するというのは、当面は（ずっと？）無理との声強い。

法科大学院は、司法改革の中核である法曹人口の拡大を担保するものである。

その法曹人口拡大のために、旧来の司法試験をそのまま存続させてその合格人数を増加させる途を選ばずに、新たに法科大学院という場所が設定、創設された。その場所で、実務者としての教育を施していきながら適正規模の法曹を送り出す、というのが改革の意図である。その意図実現のため、ともあれ、法学部を抱えて新司法試験合格者数に敏感にならざるを得ない大学側、将来の豊かな法曹を養成せんとする弁護士会、高額な授業料と合格への不安にあえぐ学生ら、それぞれ課題をかかえつつも走り始めている。

その中でも注目すべきは、実際の大学院の現場で教授と学生が繰り広げている熱い授業の数々であろう。双方向授業等の試みは、教える側と教えられる側との緊張を盛り上げているようだ。

今回の特集では、これらの各現場で教鞭を取っている会員や、授業を受けている既修（2年コース）・未修（3年コース）の学生に、現段階でのそれぞれの報告をお願いしてみた。

LAW SCHOOL

舵取りの修正行ないながら 目標に向かって

成蹊大学法科大学院教授・会員
山根 祥利

法科大学院開校後の現状

法科大学院は、新しい法曹養成制度の要として多くの社会人や未修者の期待をも担って本年4月に全国で68校が開校した。ところが、ロースクール修了者に対し2006（平成18）年度から実施される新司法試験の合格率の予想は、新聞報道等によると、制度が予定していた70～80％に及ばない34％となっている。2年目以降の合格率も明確ではないが、大方の予想では新司法試験の合格率は20％程度に落ち着くのではないかとの見方が有力となっている。

法科大学院での教育内容と新司法試験で試される内容は、鶏が先か卵が先かではなく、法科大学院の理想とする教育内容を反映する新司法試験でなければならない。

しかし、法科大学院開校時点で新司法試験の具体的内容は、明確になっておらず、正確には来年度にならないと分からない中で、法科大学院ではカリキュラムに沿った授業が行なわれており、その成果は、ひとえに教壇に立つ教授の工夫と努力に事実上委ねられている。

カリキュラムについて

文部科学省で設立認可された際のカリキュラムとシラバス（授業概要）に基づき具体的な授業が構成され、実施されている。大学院によりそのシラバスの内容は様々で、現在、前期のカリキュラムが終わり、前期の経験が後期に多少活かされていると思われるが、後期から担当する者も多く、少なくとも1年間を通した経験を見なければ正確な評価はできない。

①各系のバランスと系内部の調整

(i) 公法系・民事系・刑事系・選択科目についての比

重を、どのようにカリキュラムに反映させるかについて各校の工夫がなされており、法科大学院を選ぶときの1つの目安となっている。選択科目の比重は少ないものの、特徴を出している大学院もある。

(ii) 具体的な授業は、シラバスがその柱となるが、授業の進行は厳格にシラバスに沿っているとは限らず、また、同一系の科目間の教育内容の調整が重要である。学ぶ側からすると、できるだけ効率の良い授業を期待するのは当然であり、教授もその内容に責任をもって対処しなければならない。同一系内部での調整は、研究者教員と実務家教員との間のみならず、研究者教員相互、実務家教員相互との間で良好な関係の下で行なわれることが不可欠である。

②教材

実務家教員にとって教室で使用する教材は、ほとんどの場合自らが調達し、加工したものである。日弁連の法科大学院センターでは、民事訴訟実務や刑事訴訟実務の教材作成に着手し、一部作成済みではあるが、今後、教育内容や教育方法を検討していく上で、現場の担当者を孤立化させず、教材の提供などでバックアップすることの必要性がある。東京弁護士会でも、今後、法曹養成センターで同様のバックアップを考えることが必要であろう。

教育現場でのとまどい

開校当初は、大学院生のバックグラウンドが様々で、年齢も幅広く、かつ既修、未修の区別はしたものの、未修者の中には、全くの未修と既修に近い者などが混在しているため、困惑を感じた。学生側では、学力の差が教室の人間関係や雰囲気に影響を与えたり、教える側では、どのレベルを対象に授業内容を組み立て、調整したらいいかという悩みが共通してあった。

この問題は、前期に顕著であったが、後期には少なくとも学生側では、ある程度解消されているように見える。その理由は、純粋未修者が懸命に学習したことで、学力があると思われていた者が知識はあるが、その整理と理解が充分でないことが分かってきたためである。

しかしながら、教える側は毎年新しく入学してくる者に対してこの問題を放置することはできず、入学前の事前教育やカリキュラム以外の補習、夏休みの補習などの案が教授会で出されていると聞く。しかし、半期で期末試験を除いて15回の授業を完全に実施することが義務付けられ、土曜日や祭日にも授業を実施しなければならない現状下で可能かどうかという実際上の問題があり、にわかに実施は難しい。

■学生の学習意欲

第1期の入学者は、おしなべて極めて高い学習意欲を持っている。これは新しい法科大学院に高い学費で人生を賭けており、社会人が敢えて退職したり、現に職を持ちながら時間を作って勉強していることからであろう。これが昼間・夜間のクラスを通じて授業時間中緊張感を持続させる源となっている。

学生は、授業時間の使い方についても極めて貪欲で、定時に始まり、定時までの授業が当然であり、次の授業の準備のためのわずかな時間にも必ず数名の質問がある。オフィスアワー（質問などのための特別の時間）

を設けている教授もあり、学生の質問に丁寧に対処している。昼間の学生が、夜間授業を終わる教授を待ちかまえてじっくり質問をしている姿もある。

授業を休む学生に必ずその資料を入手できるようにしたり、授業風景をDVDに撮り、受講できなかった学生が一定の場所で自主的に勉強できるようにするなど、学生のための便宜を図っている大学院もある。また、多くの大学院では、学生のために365日24時間自由に使える設備の良い自習室を与えている。

■健康について

文字通り勉強漬けを覚悟している学生の健康は、自己管理であるが、2～3年のスパンで考えるとき、過重な負担にならないよう、カリキュラムや授業内容・方法など学生の健康を考慮することも必要となろう。

また、教授の負担は予想以上に大きく、今後、教授の健康面にも配慮が必要となる可能性がある。

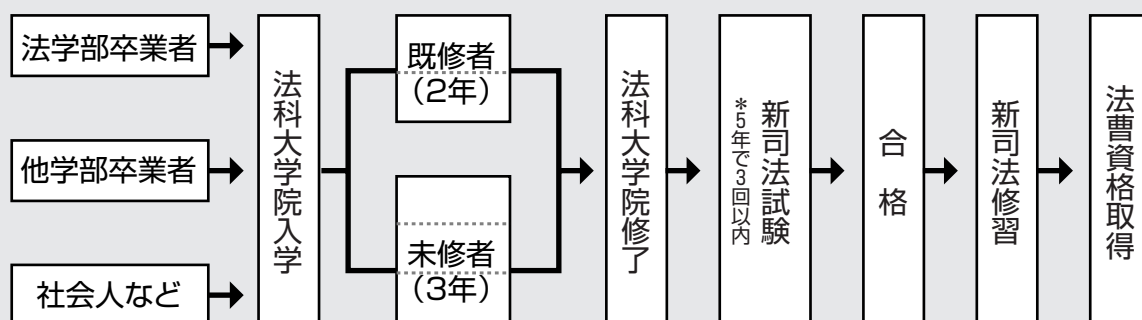
* * *

以上のような状況下で、法科大学院では授業内容などについて、アンケートを実施したりしながら自ら舵の修正を行ない目標に向かっていく。

教える現場の当事者としては、正確な答えのない適正な法曹人口に配慮しつつも、熱心に学んでいる学生が1人でも多く新司法試験に合格してもらいたいという切実な思いである。

資料 1

新しい法曹養成の流れ—法科大学院に入学した場合—



教員の声

制度設計と現実とのギャップ、
いかに埋めるか専修大学法科大学院教授・会員
宮岡 孝之

法科大学院で何を学んでいるか

法科大学院のカリキュラムには、

- ①**法律基本科目**＝憲法、民法、刑法、商法、民訴法、
刑訴法、行政法
- ②**基礎法学・隣接科目**＝法社会学、法哲学、法制史、
EU法、国際法等
- ③**実務基礎科目**＝法曹倫理、民事・刑事の実務演習、
模擬裁判、クリニック（法律相談立会等）、ロイヤリ
ング（交渉技術、ADR等）等
- ④**展開・先端科目**＝証券法、保険法、独禁法、労働
法、倒産法、知的財産法、医事法、環境法、国際経
済法、国際取引法、国際私法、地方自治法、社会保
障法、消費者保護法、法医学等

がある。

①②で基本的法律知識を得て、より専門性を発揮するために④を学び、実務的感覚を身につけるために③を学習するという構成である。①については、未修者に対しては講義中心とし、既修者は演習で学ぶことになっている。③をどの程度実施するかについては、各法科大学院の実務に対する考え方によりコマ数に違いがある。この点については、新司法試験実施後も実務修習が行なわれることから、学生に実務の一端を見てもらえる程度でよいと考えている。ただ、今まで法曹養成で考慮されなかった面接交渉技術とか、カウンセリングと法律相談の違いなど、基本的事項についてロイヤリングで実施することにしている。そして、④をどの程度実施するかは、各法科大学院の売りとなっており、この科目内容が志望動機の1つとして挙げられていることから学生が注目している事柄である。

ところで、未修者（3年コース生）が、民法の学習のために予定されているコマ数は165（1コマは90分、110分など各法科大学院で違いがある）である。単位取得のためには同時間の予習と復習が必要であるとされ

ている。しかし、民法の必要知識や法的思考方法を身につけるために、この程度の時間で対応が可能かということが、初めて法律を学ぶ未修者が抱えている不安である。

授業方法と学生の準備

授業方法については、学生が法律をより深く理解して法的思考力を身につけるために、少人数、双方向性の授業が行なわれている。この授業の前提として課題が出され、その課題をこなすために学生は相当程度時間を要している。例えば、不法行為の課題に対応するために終電がなくなり近くのホテルに泊まることになったと話している者もいるほどである。

また、授業を担当する各教員は、他の教員からいつ課題が出されているかという確認をすることなく、それぞれの方針で課題を出しているために、ある週に集中することがあり、学生はその対応に追われることがあるという。では、学生はこの課題や授業によって得た知識を検証することができているであろうか。この点、復習を中心として勉強しているという者もいるが、基本的には、アウトプット過程が不足していると思われる。そこで、授業担当者から要望のある科目（憲法・民法・刑法の三法を中心とする）については、弁護士が学生に具体的な問題を提起して、法的文書を作成する「バックアップ講座」を開講している。

この講座については、新司法試験対策ではないかという声もあった。しかし、法律家の主張は書面によってなされるという現状からすれば、法曹に必要な法的文書作成能力養成のための講座だという理解を得ている。

学生気質

学生の中には、3月31日まで仕事をして4月1日に上

京し入学式に臨んだ者、高等学校の教員であった者、それまで司法試験を受験していた者など、様々な人たちがいる。

ただ、一様に真剣に法曹になることを希望し、そのために設けられた法科大学院の授業に大きな期待をしている。

そのため、授業内容についての見方も厳しいものがある。例えば、少人数、双方向性授業といいながら学部授業と大差ない場合などには、その点を指摘して改善を求める動きをする。また、学生は、評価に対しても敏感である。試験の採点がおかしいと判断をした場合などは、その説明を求めるなどしている。このような動きは、学生が自分たちの人生をかけたトライアルである以上当然なことであり、学生の要望がもっともと思われる場合には、法科大学院全体でその対応を協議することもある。この意味では、各教員も教授会も学生と真剣に向き合っているといえる。

また、学生の法科大学院の志望動機として、知的財産関係や医療過誤等についての専門的な分野で活動することを希望する者も確かに存在する。自分の出身地が弁護士過疎地であり身近に起きた法律問題を相談できなかったとか、弁護士の数居が高いと感じたことから親身な相談をしたいというような動機を挙げる者も思いのほか多い。このことは、これからの法曹を目指す者がその存在を「社会生活上の医師」と捉え始めていることの現れとも考えられる。

■これからの法曹像と法科大学院

2004年10月8日付朝日新聞朝刊に、新司法試験の合格率34パーセントという記事が出た。この点について学生の意見を聞くと、それでも現行司法試験より新司

法試験の合格率が高いからそれでよいという声もある。しかし、当初の制度設計と違いすぎるのではないかという認識が一般的である。

ところで、司法制度改革審議会意見書では、法曹を「社会生活上の医師」という位置づけをした。そして、この要望をみたすためには、現行の司法試験制度は不備であり、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することとして、法科大学院が設けられたのである。この趣旨からすれば、法科大学院を卒業して新司法試験に合格した者は、少なくとも法的知識及び法的思考力とも現行司法試験合格者より優れていなければならないことになる。そのためには、法科大学院では法的思考力を十分に持った学生を育てる必要があるが、他方、法的思考を行なうために必要な知識をどのような方法で習得させるかという点については教員にも学生にも了解点がない。そのため、学生の中には、授業で法的思考力に関する問題を議論することは理解できるのだが、基本的判例や知識の集積という面で問題が生じているのではないかという指摘がある。教員のサイドからすると、授業を行ないながら基本的知識についてどこで充足されるかということを探っているような状況である。

また、本来、法曹として必要な法的思考力と法的知識が備われば、法曹になってよいはずである。ところが、新司法試験自体が競争試験としての性格を残していることから、学生にとっては新司法試験に合格することが最終目標のように考えられがちである。このような本来の制度設計と現実とのギャップを埋めなければ、法科大学院に行く学生が新司法試験合格のために予備校に行くという事態が生じかねない。この問題を解消するために、新司法試験の合格者増を求めるなど、これから弁護士会でも検討すべき課題である。

資料 2

2004年度
司法試験結果
*法務省HPより

出願者数	49,991
受験者数	43,367
短答式合格者数	7,438
論文式合格者数	1,536
最終合格者数	1,483 (内女性 364)

出身大学別
司法試験合格者数
*法務省HPより

	2004年度	2003年度		2004年度	2003年度
東京大	226	201	神戸大	33	24
早稲田大	226	174	同志社大	30	29
慶應義塾大	170	123	東北大	29	37
京都大	147	116	名古屋大	26	14
中央大	121	104	上智大	25	27
一橋大	57	43	立命館大	23	9
明治大	46	33	九州大	21	18
大阪大	45	32	立教大	21	6

学生の声

“法科大学院卒は質が高い”
といわれるように

中央大学大学院法務研究科(既修者コース)

宮崎 大輔

弁護士会在職中に
構想知り、決意

私は、本年3月に5年4か月間勤務した東京弁護士会事務局を退職し、4月より中央大学大学院法務研究科(法科大学院)の既修者コースに通っている。

退職前の約3年間は、偶然にも法科大学院等の問題を取り扱う法曹養成センターなどの担当もした。同センターを担当し始めた2001年6月に、2004年の法科大学院設立を事実上確実なものとする司法制度改革審議会の最終意見書が出た。その時、司法試験受験歴があった私は、社会的弱者のために主体的にできる仕事がしたいと改めて感じ、3年後に法曹の道を目指すことを決意した。中央大学法科大学院を志望したのは、同法科大学院がすばらしい実績を持つ教員を多く揃え、展開・先端科目や実務基礎科目にもかなり力を入れていて、質の高い法曹の育成に努めようとしていると感じたからである。

週1度の自主ゼミで
仲間と議論

学生生活は噂通り相当に忙しく、予復習に追われる毎日である。図書館や自習室(指定席あり)で勉強している学生もいるが、私はどちらかといえば自宅で勉強していることが多い。授業では相当難しい事例問題が出されることが多いため、週に1度自主ゼミを開き、数人の仲間と議論している。既修者コースということで、司法試験受験歴があって、かなりレベルの高い者も多く、司法試験の勉強からしばらく遠ざかっていた私にとってはとてもいい刺激になっている。授業には、少数派ながら、ノートパソコンを持ち込んでいる。学んだ内容をすぐに入力できるし、必要に応じて、すぐにインターネットによる法令検索や判例検索をできるので、便利である。

科目について、1年目の間は、いわゆる基本科目を

中心とした必修科目が多く、選択科目は多くとれないが、前期は選択科目として展開・先端科目である知的財産法や実務基礎科目であるローヤリングや法文書作成を受講した。後期は選択科目として、展開・先端科目である企業法務の演習を受講しており、来春は実務基礎科目であるエクスターンシップを受講予定である。在職中、拘禁二法案対策本部(現・刑事拘禁制度改革実現本部)の担当をし、労働組合での活動もしていたため、刑事事件や労働事件に関心を持って、法科大学院に入ったが、それらの科目に固執することなく、さまざまな科目を受講して、幅広くいろいろな分野を学びたいと考えている。

実務家教員による
授業が新鮮

法科大学院の授業スタイルは教員によってさまざまであるが、多くの授業で双方向、多方向の形式の授業が取り入れられ、どの教員も密度の濃い内容を提供しようとしている。

特徴のある科目をとりあげてみると、ある科目では学生に対し判例の事案・一審・二審・上告理由・最高裁判決の内容を確認した後、教員が関連質問または学生が自発的発言をし、必要に応じて学生同士が議論することがあった。また、ある科目ではあるテーマにつき、バズセッション(討議法の1つで、参加者をグループ単位に分けて討議を行なわせるもの)を行ない、そのグループの代表者が皆の前で結果を発表し、学生同士質疑応答するという形式をとることもあった。実務家教員による授業はいくつもあるが、これまでの机上の議論とは違った実務家としての視点を学べるので、とても新鮮である。在職していた頃と実際に入学してから法科大学院に対する印象の違いを聞かれることがあるが、中央大学法科大学院は司法制度改革審議会最

終意見書からの一連の流れを十分に踏まえて教育を行なっているようであり、特に違いを感じたことはない。

法科大学院1期生ということで何かと注目されるこ

とが多い。法科大学院卒業の法曹は質が高いと思われることを目指して、今後もしっかりと勉学に励みたいと考えている。

学生の声

よき仲間・先生に囲まれて

一橋大学法科大学院（既修者コース）

野口 初音

択一試験に苦戦、 1～2点の差で涙

私は都内の私立大学を卒業後、弁護士になることを夢見て司法試験の勉強を続けてきました。論文試験の模試などでは良い評価をいただきつつも、択一試験のパズル問題には苦戦し続け、毎年1点、2点の差で涙を吞でました。「司法試験は20代まで」と落胆に暮れて求人情報を眺めていた矢先、ロースクール構想が華々しく登場しました。もちろん、その中身は未知数です。将来の進路もどうになってしまうのか誰にもわかりません。しかし思い切って、合格させていただいた一橋大学法科大学院に飛び込むことにしました。

“待ち望まれて生まれてきた 子供のように”

一橋大学法科大学院は、緑に囲まれた静かで重厚な雰囲気の中にありながら、全国で唯一のビジネスローコースの開講が予定されており、特に後期からは、知的財産法や租税法などの実践的な科目の授業が行なわれています。学生からの質問や発言が活発なあまり、先生方は授業の予定を消化することに苦心されています。

専攻長の後藤昭教授（刑事法）は、この法科大学院の始動に大変尽力されていました。後藤先生は授業の準備も意欲的で、しかもお忙しいはずなのに、学生たちを院長室に招いてランチタイムを開いてくださったり、学生たちが昼休みに食事を取る時間にラウンジにいらしたり、とにかく学生の声や気持ちを汲み上げよう、そしてご自分の理想を伝えようと、ご自身の研究

活動を削ってまで、法科大学院の成功に心血を注いでおられます。

私たち学生は、まるで待ち望まれて生まれてきた子供のように、先生方に歓迎され、愛され、守られているという安心感を、心のどこか深い処で感じています。学部時代には、そんなことを感じたことはありませんでした。

今年の論文試験に 同級生11人が合格

そして、入学した学生のレベルも高いことに驚きました。学生よりも、教壇に立たれた先生の方が、学生からの意外なまでに鋭い質問に、たじたじとなっている様子もお見受けしました。今年の現行の司法試験論文試験にも、11人の同級生が合格しました。既修者70人中11人合格というのは、割合からすれば全国でも最高レベルと思われ、一橋生の質の高さが実証されました。同級生はみな受け答えが正確で、目的意識も高く、合理的な行動や考え方ができます。なのに、排他的な感じの人はいないし、何でも共有していこうというオープンな気持ちの人が多く、一緒にいて良い刺激になります。

現行試験を受験していた時は、いつ受かるのか、この勉強方法でいいのか…と不安に襲われることがしばしばで、暗いトンネルを1人でとぼとぼ歩いているような気分でした。現在でも新司法試験の合格者数、合格後の就職のことなど、不安は山のようなのですが、ここには同じ不安に直面しながらも、相談しあって頑張れる仲間、私たちに期待して、導いてくださる先生方がいらっしゃるのです。前向きに勉強していけそうです。

学生の声

院生間に潜在的な実力の差、
友人の存在が支えに

中京大学法科大学院（未修者コース）

中澤 綾子

経 歴

2004年3月まで東京弁護士会の職員として約3年半勤務。4月に中京大学法科大学院（未修）に入学し、現在に至る。

動 機

2001年6月、司法制度改革審議会は政府に21世紀の司法を展望する根本的な構想を示した「最終意見書」を提出した。この大きな司法改革の流れの時期に、私は司法調査課に勤務しており、司法改革関連の仕事も少し担当させていただいた。そこで司法に関して様々な問題があることを知る。そして、いつのまにか法律相談に来た方々を目の前に、自分が何もできないことにもどかしさを感じるようになった。そこで、弁護士になることを決め、法科大学院進学を決意した。

現在の
生活状況

私の場合、大体1限が始まる朝9時から夜10～11時まで学校にいるのが通常である。法科大学院の勉強の厳しさは覚悟していたが、予想以上であった。ほとんどの授業で毎回レポートを出され、当然、授業の予習復習もしなければならないので、いつも何かに追われている状態であった。よって、土日も返上することも少ない。

しかし、勉強は面白く、とても充実していた。特に中京大学では、法理論と実務とは密接に繋がっていることを意識させるカリキュラムが組まれている。1年次から検察官論、刑事・民事裁判官論、刑事・民事弁護士論といった実務基礎科目が設定されていることが大きな特色だ。そして、前期では裁判傍聴、検察庁見学も行なわれ、大学主催のシンポジウムや講演会、名古屋

屋で開催された民暴大会へも参加した。

しかし、前期で一番不安に感じたのは、院生の中で既に潜在的に実力の差があることである。入学者全員が未修として入学したが、六法を初めて開くという純粋な未修者は圧倒的に少なく、既修者に近い法律の知識が豊富な院生の方が多い。私はこの差にとっても苦しんだ。他の人は聞いて分かることが、自分は調べないと分からないのである。しかし、大学側ではチューター制度、オフィスアワーが設けられ随時、補講、補習などが実施され、2年次には皆同じ実力になるよう様々な配慮がなされている。そして、何よりも友人の支えは大きかった。中京大学には全員で36名が入学、元社会人の方が多く、名古屋地区だけではなく全国から本当に多様なバックグラウンドを持つ人々が集まっている。皆それぞれ目的意識がはっきりしていることから、勉強、授業への意気込みはすごいものがある。法科大学院にはこうして院生同士がお互いに切磋琢磨することによって、自分の持っている以上の力を発揮させてくれる相乗効果があるところに大きな利点があると思われる。そして、苦勞をともにした友人は、かけがえのない存在となることは間違いないだろう。

地方の法科大学院の
特色

地方の特色でこれだと特に感じることはないが、あえて言うのであれば、人的なつながりが強いことから、名古屋地区の大学は少人数教育が重視されていることである。

また、弁護士過疎地域や弁護士不足が問題となっている地域で活動する志を持つ学生に対して奨学金の支給を行なう「特定非営利活動法人（NPO法人）ロースクール奨学金ちゅうぶ」というものがある。

夢, 期待, そして不安

早稲田大学大学院法務研究科（未修者コース）

池田 雅子

留学時代の 被差別体験が契機に

私はトロント大学教養学部を卒業後、約2年半の社会人経験を経て、この春、早稲田大学法科大学院の3年（未修者）コースに入学しました。

留学時代、性的少数者として声をあげ社会の偏見・法の不備と闘う恩師の姿を目の当たりにしたことや、“アジア人”“女性”という理由で味わった自らの被差別体験をきっかけに、性や人種、障害等、自分の力ではどうにもならぬ生来の事柄により人を差別・攻撃するほど醜いことはない、と強く思うようになりました。そのような理不尽を被る人たちの当然の権利を守り、そして一生に一度かもしれない人の人生の重大場面に向き合いながら、当人の人生の角度を少しでも上向きに変え、さらには違いをも生み出すことのできる、そんな弁護士になることを願い、現在、日々勉学に勤しむ毎日を送っています。

多彩な仲間と しのぎを削る醍醐味

ロースクールの各授業に課せられる予復習の量は膨大で、どの学生も寝る間を惜しんで勉強しているのが実状です。例えば、憲法の授業では毎週20問前後の予習課題に加え複数の検討・必読・参考判例が課され、前二者については一審から最高裁までを全文読んでいます。それを前提に授業で次々と当てられ、事案に関連した発展的な問題が提起されます。双方向スタイルという面では刑法総論の授業も同じで、学生の発言に対し教員が別の視点から疑問を呈示し、それに対する再反論、再々反論を要求されるものでした。

法律をゼロから始める未修者にとって勉強の負荷は甚大ですが、勉強の進んでいる者が初学者を助けたり、また自主ゼミを組んだり、学生同士が日々協力し合

っています。そして、学生といっても年齢層はバラバラ、バックグラウンドも千差万別——そんな多彩な仲間と出逢い、語り、そして共にしのぎを削り合う環境にいられることこそがまた、ロースクールにおける醍醐味のひとつだと感じています。

給費制廃止の流れが 大きな気掛かり

そのような学生の多彩さが法科大学院の“うり”であり、それはまさしく幅広い分野から人材を受け入れ多様な法曹を養成するという司法制度改革の理念の現れです。しかし、司法修習給費制度の廃止に伴う貸与制度への移行、当初の構想より断然低い新司法試験の合格率等、ここ一連の流れをみていると、当初の改革の理念が本当に貫かれるのだろうかという懸念を抱かざるにはられません。その実質は今年の法科大学院入試の志願者数、中でも社会人数の激減という事態にも如実に投影されていると思います。

当初言われていたように法科大学院で真面目に勉強すれば大半が法曹になれるならともかく、半分は法曹資格を得られないリスクを負い、しかも修習専念義務と両輪にあったはずの給費制までなくなると、本当に本当に経済的に余裕のある者しか法曹を志せなくなるのではないのでしょうか（日弁連の試算によると、私立大学の法科大学院を3年で修了した時点では生活費も含めると1000万円以上、修習を終えた時点では1500万円近く of 金銭的負担がかかるといいます）。私自身にしても、新司法試験に合格できるだろうかという不安はもとより、無事弁護士としてのスタートを切れたとして、その時点では相当の経済的負担を抱えているわけで、そんな状況下にあっても積極的に公益活動に携わりたいという今の気持ちを貫き通すことができるか、大変気掛かりです。

改革理念が 色褪せぬよう願う

そんな思いを共にする有志で、この夏“法科大学院学生の手”を結成し、現今の司法制度改革の在り方に

ついて私たちになりに考え、議論し、とりわけ給費制度の維持を求め、声を発してきました。金銭的に余裕のない者が法曹から実質的に排除されぬよう、そして多様な法曹を育てるという当初の改革の理念が色褪せぬよう、一当事者として強く願うばかりです。

学生の声

ロースクールでの生活と これからの不安

山梨学院大学法科大学院（未修者コース）

村岡 徹也

緑が多く、学習環境の整った キャンパスで

私は今春まで夜間大学に通いながら、法律事務所での秘書として約3年半の実務経験を積んだ後、山梨学院大学法科大学院の未修者として入学しました。

事務所が東京にあったので、山に囲まれている甲府という土地に最初は戸惑いも感じましたが、今では緑が多く、落ち着いた雰囲気の中にあるキャンパスに愛着を感じています。半数以上の学生が他県出身者で、少人数ということもあって学生同士は家族のような関係です。

大学には24時間使用可能な個別自習室、専用図書館が完備されており、インターネットを利用した教育支援システムによって、判例・資料検索も各自のパソコンからできるなどの環境が整っています。

腰をすえて法律を 学べる喜び

夏休みには自主ゼミ企画として多磨全生園を訪れ、ハンセン病国家賠償請求訴訟原告団事務局長の国本衛さんから話をお伺いすることができました。その中、ハンセン病患者に対して行なわれていた非人道的な隔離政策の事実、私は自分自身の無知と人権意識への乏しさを感じずにはられませんでした。

入学して半年が経過しましたが、弁護士秘書をしていた私にとって、腰をすえてじっくりと法律を勉強で

きることは楽しいことです。秘書当時は、まず実際の事件があり、それに必要な知識を後から補っていくという状態でしたので、今はその実務に偏重的だった法律知識が、色々な形で結びついていくことに充実感があります。

新司法試験のあり方に 不安も

しかし、その半面で不安に感じていることもあります。新司法試験のあり方についてです。当初、「法科大学院の修了者の7割程度が新司法試験に合格できるように」との構想がありましたが、現在ではその割合が大きく下回ることが確実視されています。そのため、「法科大学院修了者の合格率はどうなるのか」という点が、私たち学生の最も興味を引かれる情報となっています。

確かに、競争なくして新司法試験を合格してしまうのは望ましいことではありません。それが新しい法曹の質の低下を招くからです。しかし、はじめに合格者数ありきの試験制度には疑問があります。法曹を目指すということは、より多くの学術書を熟読し知識を身につけ、様々な判例等の具体的問題点にあたりながら、互いに議論し合い、最も望むべき解決とそのプロセスを考え抜く力を養うことにあります。受験生に力がないのであれば、結果的に合格率が1割を下回るとしても法曹の社会的な重要性からみれば仕方のないことです。が、制度自体が最初から高倍率の試験を予定している

のでは、学生は勉強の効率化ばかりを求めるようになり、従来のマニュアル志向から脱せず、柔軟な解決能力をもった法曹が育ちません。

私は、社会需要にあった法曹養成のためにも、新司法試験は努力した結果、その基礎的資質を十分に備え

た者が合格できるシステムになることを望みます。そして、そのためにも、試験で要求する水準の明確化、試験の評価に対する透明性・公平性が確保され、受験者の審査が明確・公正になされるなど、より一層改革の真意に沿う制度の確立が必要と考えます。

資料 3

法科大学院一覧（学生定員及び教員数）

（2004年8月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

国公立	大学名	学生定員	専任教員数	実務家教員内数	弁護士内数
国立	北海道	100	26	6	5
	東北	100	31	7	2
	千葉	50	17	3	0
	一橋	100	28	7	4
	東京	300	71	17	10
	横浜国立	50	24	7	6
	新潟	60	32	12	6
	金沢	40	16	4	3
	名古屋	80	21	5	2
	京都	200	47	12	5
	大阪	100	30	7	3
	神戸	100	38	6	4
	島根	30	18	6	5
	岡山	60	20	4	2
	広島	60	19	8	4
	香川・愛媛	30	18	3	3
	九州	100	30	8	3
	熊本	30	20	5	3
	鹿児島	30	15	5	4
	琉球	30	19	6	5
公立	東京都立	65	17	4	1
	大阪市立	75	26	6	5
私立	東北学院	50	14	3	3
	白鷗	30	15	6	5
	大宮	100	33	20	20
	駿河台	60	13	8	4
	獨協	50	16	7	6
	青山学院	60	15	4	3
	学習院	65	15	6	6
	慶應義塾	260	53	18	16
	國學院	50	15	6	4
	駒澤	50	14	4	3
	上智	100	28	7	5
	成蹊	50	16	4	4
	創価	50	17	9	5
私立	専修	60	19	5	3
	大東文化	50	15	10	6
	中央	300	70	20	12
	東海	50	16	7	4
	東洋	50	12	3	2
	日本	100	28	11	5
	法政	100	21	7	6
	明治	200	48	16	9
	明治学院	80	17	9	5
	立教	70	16	6	6
	早稲田	300	72	20	11
	神奈川	50	14	4	4
	関東学院	60	14	4	4
	桐蔭横浜	70	24	14	7
	山梨学院	40	17	9	9
	愛知	40	19	7	7
	中京	30	19	9	4
	南山	50	15	3	3
	名城	50	14	4	3
	京都産業	60	22	8	8
	同志社	150	34	7	5
	立命館	150	37	13	10
	大阪学院	50	14	5	4
	関西	130	26	10	6
	近畿	60	14	4	4
	関西学院	125	33	17	15
	甲南	60	22	9	6
	神戸学院	60	19	3	3
	姫路獨協	40	19	7	6
	広島修道	50	16	7	5
	久留米	40	16	5	4
	西南学院	50	13	2	2
	福岡	50	14	6	2
68校合計		5,590	1,616	521	360

【注】1.専任教員の中にみなし教員を含む。
2.上記統計には非常勤講師を含まない。非常勤講師を含めると、600名を超える弁護士が法科大学院で教えている。
3.研究者教員で法曹資格を持っていても、実務家教員としてカウントされていない者については上記統計に含まれない。

*日本弁護士連合会編著「弁護士白書2004年版」より